

## 湘南学園中学校高等学校「クラブ活動ガイドライン」

### 1・目的

湘南学園中学校高等学校のクラブ活動は、すべて学校管理下の活動（独立法人日本スポーツ振興センターによる「災害給付制度が適用される範囲」）として位置づけられる。

生徒の自主的、自発的な参加により行われるクラブ活動は、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。活動意欲の向上や責任感、連帯感の滋養等に資するものであり、単に、知識、技術、競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的としている。

スポーツ庁（2018. 3.19）や文化庁（2018. 12.31）、神奈川県教育委員会（2018. 4.9）より「部活動のあり方に関するガイドライン」が策定された。これを受け本校においてもこれらに準拠した形で、生徒がバランスのとれた学校生活を送れるようクラブ活動の適切な運営に努めるとともに、適切な休養日を含めた計画を立て、合理的かつ効率的・効果的な活動を行えるように、本方針を策定する。

### 2・運営方針

※「週末（日曜日）」は祝祭日・学校の休業日・長期休暇を含みます。

原 則		附 則
週当たり の休養日 数	<p>週当たり 2 日以上 の休養日 を設 ける</p> <p>平日（月～金）で1日以上</p> <p>週末（土・日）で1日以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週末に休養日をとれなかった場合は、翌週の平日に振り替えることで休養日を保障する。 (例) 授業日の土曜日放課後（1日）+日曜日半日～終日（0.5～1日）活動した場合等</li> <li>・平日に活動した場合→1日活動とみなす (朝練習も含める)</li> <li>・週末（授業日の土曜日）について 放課後活動した場合→1日活動とみなす（朝練習も含める）</li> <li>・週末（日曜祝祭日・休業日・長期休暇）について 半日活动した場合 →0.5日活動とみなす 終日活动（練習試合/大会等）→1日活動とみなす</li> <li>・大会で勝ち上がりが続くなど、各部の状況により翌週の平日で休養日を保障できない場合は、試験前や長期休暇等へ振り替えることも可能とする。</li> </ul>

年間の休養日数	平日・週末それぞれ年間52日以上（合計年104日以上）に相当する休養日を設ける。	
	ひと月のうち平日及び週末それぞれに必ず休養日を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部施設を利用せざるをえない部活や、大会期間（公式戦前や大会での勝ち上がりが続いた場合等）についてはその限りでない。</li> </ul>
活動時間	<p>&lt;中学校&gt; 平日：長くとも2時間程度 週末：長くとも3時間程度</p> <p>&lt;高等学校&gt; 平日：2時間程度 週末：3時間程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校が定める活動時間の範囲内で活動を行う。完全下校時刻を厳守する。 平日 最始登校時刻 7：30 最終下校時刻 18：20 休日 最始登校時刻 7：30 最終下校時刻 17：45</li> <li>朝練習も活動時間に含める。朝練習を行う場合、中学生については放課後の活動時間を短くするなど生徒の負担とならないよう工夫する。</li> <li>活動時間に、準備、片付け、ミーティングは含まない。</li> <li>合宿・練習試合及び発表会実施に伴うリハーサルにおける活動時間は特に設定は行わないが、十分な休憩時間を挟みながら計画を立て、過度な負担とならないよう配慮する。</li> </ul>
<p>&lt;特別練習について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験1週間前と試験期間中および、会議日である木曜日は原則としてクラブ活動は行わない。但し、この期間が公式戦の2週間前と重なる際には、申請があったクラブに対して以下の条件のもと特別練習を認める。</li> </ul> <p>条件1：活動時間は準備片付けを除き1時間程度とする。</p> <p>条件2：年間の休養日日数（平日及び週末それぞれ52日以上）が確保されること。</p> <p>&lt;長期休暇中の活動について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧問と部員との合意をもって、各クラブごとに設定する。</li> </ul> <p>&lt;外部施設を使用した練習・練習試合について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の放課後の練習日に校内の練習場所が確保できない場合に限り、外部施設を使った練習を認める。外部施設での活動時間については、保護者の承諾を得たうえで原則19時までとする。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校が定めた生徒登校禁止日等は練習禁止とする。</li> </ul>		

### 3・指導について

- ・学校管理者は、4月初めに「学校教育における部活動の位置づけ」や、「学校教育における部活事故防止のための留意点」を全顧問教員・コーチに対し示す。
- ・各クラブ顧問は、学校管理者に対し、当該のクラブ活動においてどのような活動が予定されているのかあらかじめ活動計画を提示し、学校として、クラブ活動の内容把握、および生徒への安全配慮義務を担えるよう、教員間での十分な意思疎通を図ることを必須とする。また、同時に学校管理者は、顧問教員を通じ、保護者にも書面または懇談会等で活動目標や運営方針、年間活動計画を提示し、指導内容を理解しご納得いただけるよう努める。
- ・各クラブ顧問は、必要に応じてクラブコーチをおき、連携をとりながら部活動の指導にあたる。適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主性・自発的な活動を促し、生徒が充実した活動ができるよう努める。
- ・各クラブ顧問は、怪我や事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- ・部活動の指導に当たって体罰や言葉の暴力、ハラスメント等はいかなる理由があっても、決してゆるされるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の意欲や自発性を損なうことがあってはならない。